

M 14pt

平成24年2月分からの保険料額表

(単位：円)

R 8pt

R2 6.5pt

R 8pt

等級	標準報酬		報酬月額		一般 (基金加入員を除く)		坑内員・船員 (基金加入員を除く)	
	月額	日額	円以上	円未満	全額	折半額	全額	折半額
					16.412%	8.206%	16.944%	8.472%
1	98,000	3,270	～ 101,000		16,083.76	8,041.88	16,605.12	8,302.56
2	104,000	3,470	101,000～107,000		17,068.48	8,534.24	17,621.76	8,810.88
3	110,000	3,670	107,000～114,000		18,053.20	9,026.60	18,638.40	9,319.20
4	118,000	3,930	114,000～122,000		19,366.16	9,683.08	19,993.92	9,996.96
5	126,000	4,200	122,000～130,000		20,679.12	10,339.56	21,349.44	10,674.72
6	134,000	4,470	130,000～138,000		21,992.08	10,996.04	22,704.96	11,352.48
7	142,000	4,730	138,000～146,000		23,305.04	11,652.52	24,060.48	12,030.24
8	150,000	5,000	146,000～155,000		24,618.00	12,309.00	25,416.00	12,708.00
9	160,000	5,330	155,000～165,000		26,259.20	13,129.60	27,110.40	13,555.20
10	170,000	5,670	165,000～175,000		27,900.40	13,950.20	28,804.80	14,402.40
11	180,000	6,000	175,000～185,000		29,541.60	14,770.80	30,499.20	15,249.60
12	190,000	6,330	185,000～195,000		31,182.80	15,591.40	32,193.60	16,096.80

R 10pt / 16pt

◇保険料率（平成24年2月8日～平成24年2月10日 適用）

一般の被保険者等 …16.412% （基金加入員 …11.412%～14.012%）
 坑内員・船員の被保険者 …16.944% （基金加入員 …11.944%～14.544%）

◇児童手当拠出金率 …0.13%

R 9pt

※児童手当拠出金については事業主が全額負担することとなります。

R 8pt

◆被保険者負担分（保険料額表の折半額）に円未満の端数がある場合

R 7pt / 11pt

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
- （注）①、②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

◆納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額となります。ただし、その合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

◆賞与にかかる保険料について

賞与にかかる保険料は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額（標準賞与額）に、保険料率を乗じた額となります。また、標準賞与額には上限が定められており、保険と児童手当拠出金は1か月あたり150万円が上限となります。

R2 12pt / 16pt（半角文字使用）

101-0032
 トウキョウト 3-2-9
 101-0032 3-2-9
 101-0032 3-2-9

重要書類在中

M 16pt

R 5pt / 11pt

Copyright © IWATA Corporation,
 All Rights Reserved.

R2 7pt / 11pt

成分（本製品150ml中）
 ビタミンB1 8mg*
 ビタミンB2 7mg
 ビタミンB6 9mg
 ニコチン酸アミド 40mg
 タウリン 1000mg
 無水カフェイン 35mg

R 8pt

第1章 一般条項

R 6pt / 9.5pt

第1条（保険契約の申込み）

- (1) 当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により保険契約の申込みをすることができるものとします。
 - ① 所定の保険契約申込書（以下「保険申込書」といいます）に所要の事項を記載し、当会社に送付すること
 - ② 電話または情報処理機器等（インターネットおよびファクシミリを除きます）の通信手段をもって、当会社に対し保険契約申込みの意思表示（以下「契約意思の表示」といいます）すること
- (2) 前項第1号の規定により当会社が保険申込書の送付を受けたときは、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、保険料額引取後、保険証券を被保険者に送付するものとします。
- (3) 第1項第2号の規定により当会社が契約意思の表示を受けたときは、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、保険料、保険料の払込期限等を記載した保険料振込用紙（以下「振込用紙」といいます）を被保険者に送付するものとします。当会社は、保険料額引取後、保険証券を被保険者に送付するものとします。

*単位記号 g・μg・mg・kg（2階建てg）を異体字として搭載しています。
 異体字切り替えなどから使うことができます。